

支援者の皆さまへ

国境なき医師団の活動をご支援いただきまして誠にありがとうございます。

お寄せいただきましたご寄付の領収書をお送りいたしますので、どうぞご査収ください。

日本の支援者の皆さまからお寄せいただく信頼と期待にこたえつつ、皆さまとともに、一つでも多くの苦しみを減らすことができるように努めてまいります。

今後も皆さまの温かいご支援を国境なき医師団へお寄せいただけますようお願い申し上げます。



0006706

特定非営利活動法人国境なき医師団日本

会長 寺田 朗子

領 収 書

発行番号：05A0008100

発行日：2005年 3月25日

支援者番号：150603

ブレマ株式会社 様

寄付金受領日	受領金額
2005年 2月21日	602,611円
2005年 2月21日	14,055円
以上 合計	616,666円

上記の通り特定非営利活動に係る事業に対する寄付金として領収いたしました。

自動振替(「1日50円キャンペーン」)でのご寄付の領収書は1年分をまとめて翌年1月末にお送りします。
寄付金控除等の申告には、この領収書をお使ください。
認定NPO法人としての認定の証しも兼ねています。

特定非営利活動法人国境なき医師団日本(認定NPO法人)

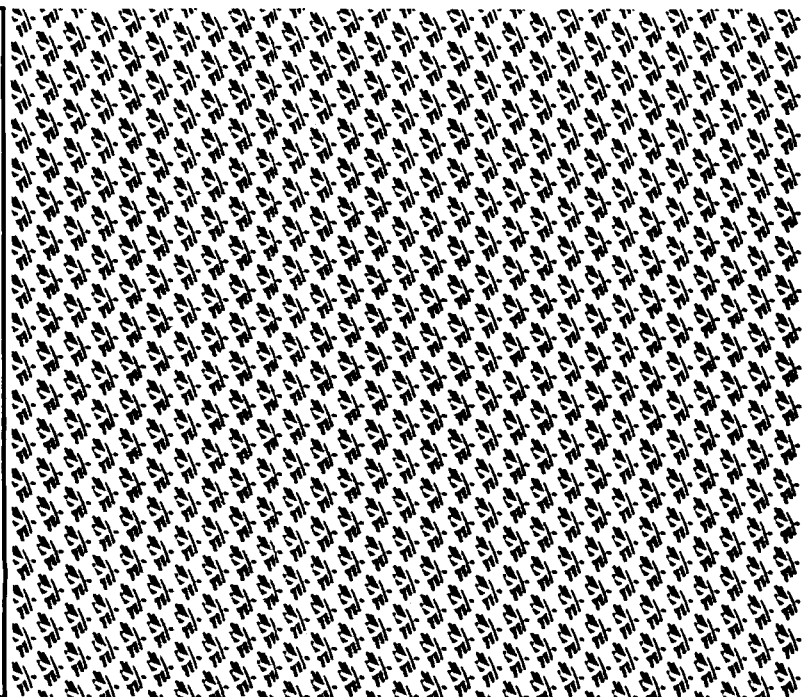
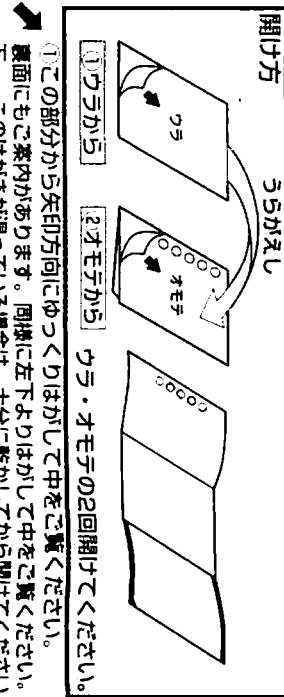
会長 寺田 朗子

東京都新宿区下落合2-1-10

国税庁認定番号：課法10-160

認定年月日：2004年7月14日





この部分から矢印方向にゆつくりはかして中をご覧ください。
裏面にもご案内があります。同時に左下にはかして中をご覧ください。
この部分から矢印方向にゆつくりはかして中をご覧ください。

郵便はがき
寄付金控除等の手引き

個人寄付(所得税)

国境なき医師団日本へのご寄付は、「特定寄付金」として控除できます。
確定申告をしていただくことが必要です。年末調整では控除できません。

年間総所得全部から、「特定寄付金」の合計額から1万円を引いた金額を控除することからできます。
ただし、控除できる範囲は、年間総所得金額の25%から1万円を引いた金額までです。

$$\text{控除できる金額} \leq (\text{年間総所得金額} \times 0.25) - 10,000$$

国境なき医師団日本以外の認定NPO法人や、特定公益増進法人、社会福祉法人、国や地方公共団体などへの寄付もなされている場合には、これらを合計し、上記の範囲に収まる金額まで控除できます。
また、合計1万円未満のご寄付は控除の対象外になります。

国境なき医師団日本へのご寄付を含む「特定寄付金」の合計			
1万円未満	1万円以上で、 年間総所得金額の25%から 1万円を引いた金額まで	年間総所得金額の25%から 1万円を引いた金額を 超える部分	
寄付金控除の可否→	対象外	全額控除できます	対象外

申告の際は、所得税の確定申告書の「寄付金控除」欄に金額をご記入の上、領収書を添付してください。